

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当課
令和5年 11月8日	令和5年 11月15日	国民健康保険法の第4条の市町村の責務、第127条を使わない根拠がわかるもの（国保第6条の国保からの除外について） （此花区役所所管分）	不存在	号	此花区役所	窓口サービス課 （保険）
令和5年 11月10日	令和6年 11月15日	市民の声や情報公開で根拠も示せないで、説明にもならない事（つくり話）を公務としているのはなぜかわかる文書 （此花区役所所管分）	不存在	号	此花区役所	総務課
令和5年 11月16日	令和5年 11月30日	此花区の令和4年度運営方針の重点的に取り組む主な経営課題には次の記載があります。 めざす状態 ・地域活動の新たな担い手が自分のまちに愛着をもち、自分のできることを、できる時に、できる範囲で取り組み、地域課題の解決が自律的に進められている状態 アウトカム指標の達成状況 個別B 運営方針の個別評価は、自己評価要領にある「数値が上方であれば『A』、そうでなければ『B』と記入すること」に従って行われたものであると認められます。そして、この判断は市民局実施の区民アンケートの結果のみで行われており、他の要素は考慮されていません。 「区民アンケートの回収数が一定以上であれば、調査結果の分析を行うことができ」、運営方針の個別評価が行えるとする根拠が示された文書を公開してください。	不存在	号	此花区役所	総務課
令和5年 11月17日	令和5年 11月28日	区役所の人権相談において、メモしない記録しない、データをとらない、問題としない、人権問題に対して解決に向けて取り組まないのかわかるもの（此花区役所所管分）	不存在	号	此花区役所	まちづくり推進課 （教育支援・環境）
令和5年 11月20日	令和5年 12月1日	日程調整も出ていないのに、連絡したと大阪市で判断して、連絡がついたと出来る根拠がわかるもの（此花区役所所管分）	不存在	号	此花区役所	保健福祉課 （生活支援）

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当 号)	担当局	担当課
令和5年 11月20日	令和5年 12月1日	大阪市の保護行政で自宅訪問の日程確認を行うのに電話連絡で連絡とれる人にも手紙で送り返信が無くても、電話連絡もしないで、自分達都合で自宅訪問する、時間と金を無駄使いするやり方なのかわかる文書 (此花区役所所管分)	不存在	号	此花区役所	保健福祉課 (生活支援)
令和5年 11月20日	令和5年 12月1日	同じ福祉事務所の前任のケースワーカーと、現任のケースワーカーとの間で引き継いでいる、引き継いでいないの水かけろんそうになるのかわかるもの (此花区役所所管分)	不存在	号	此花区役所	保健福祉課 (生活支援)
令和5年 11月21日	令和5年 12月1日	都島区長 藤岡 慶子、此花区長 高橋英樹、大正区長 古川、西淀川区長 中島、生野区長 筋原 うた自慢するより、法律や制度、条例等を知識自慢しなかった理由がわかるもの (此花区役所所管分)	不存在	号	此花区役所	まちづくり推進課 (総合企画)
令和5年 11月22日	令和5年 11月28日	大阪市職員が働く庁舎が暴力団ばい人(おどしてくる人)や酒のみ場になっているのかわかるもの (此花区役所所管分)	不存在	号	此花区役所	総務課